県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項の規定に基づき、公告する。

令和８年１０月３０日

秋田県知事　鈴　木　健　太

１　入札に付する物件の所在地、種類、面積等

番　号	所　在　地	地目等	面　積（㎡）	予定価格（円）
1	能代市浜通町53番27	宅地	1,316.10	690,000
		共同住宅	延　505.91	
		物置	39.66	0
2	能代市字下瀬23番6	宅地	761.96	6,204,000
		共同住宅	延　367.38	
		機械室	15.60	
		物置	19.01	8,575,600
3	秋田市新屋寿町320番52	宅地	3,672.51	21,659,000
		共同住宅	延　3,163.68	
		機械室	28.80	
		物置	165.89	815,100
4	秋田市飯島穀丁415番12	宅地	18,049.59	36,800,000
5	男鹿市船川港比詰字羽立85番4	宅地	510.38	1,350,000
6	由利本荘市岩城亀田大町字大町3番5、	宅地	703.87	2,738,000
	由利本荘市岩城亀田亀田町字下タ町29番2	事務所建	延　118.83	1,058,200
7	横手市駅南一丁目55番	宅地	747.58	16,900,000

２　契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

番　号	場　　所	期　　間
1 ～ 2	秋田県山本地域振興局総務企画部総務経理課 総務経理チーム（電話0185－52－6203） 郵便番号016－0815　能代市御指南町１番10号	令和８年10月30日（金）から11月25日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前９時から午後５時まで
3 ～ 6	秋田県出納局財産活用課 調整・財産管理チーム（電話018－860－2735） 郵便番号010－8570　秋田市山王四丁目１番１号	
7	秋田県平鹿地域振興局総務企画部総務経理課 総務経理チーム（電話0182－32－1294） 郵便番号013－8502　横手市旭川一丁目３番41号	

３　入札執行の場所及び日時

番　号	場　　所	日　　時
1	秋田県山本地域振興局庁舎３階大会議室	令和８年12月８日（火）午前10時30分
2	秋田県山本地域振興局庁舎３階大会議室	令和８年12月８日（火）午前11時30分
3	秋田県出納局財産活用課入札室（秋田県庁舎地階）	令和８年12月７日（月）午前９時30分
4	秋田県出納局財産活用課入札室（秋田県庁舎地階）	令和８年12月７日（月）午前10時30分
5	秋田県出納局財産活用課入札室（秋田県庁舎地階）	令和８年12月７日（月）午前11時30分
6	秋田県出納局財産活用課入札室（秋田県庁舎地階）	令和８年12月７日（月）午後１時30分
7	秋田県平鹿地域振興局庁舎３階大会議室	令和８年12月３日（木）午前10時30分

4　入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を２に掲げる期間内に２に掲げる場所に提出した者（地方自治法施行令第167条の４の規定に該当する者を除く。）

5　入札参加申込書に添付する書類

（１）　個人の場合

住民票抄本、身分証明書（本籍地の市区町村長が発行するもの）及び誓約書

（２）　法人の場合

法人の登記事項証明書及び誓約書

6　入札保証金に関する事項

入札時には入札保証金として入札金額の100分の５以上の額を納入するものとする。

なお、入札保証金の納付は銀行振出小切手又は銀行保証小切手の提供をもって代えることができる。

7　入札の無効

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第４号）第166条に規定するところによる。

なお、郵便による入札書の提出は認めない。

8　予定価格

秋田県財務規則附則第７項の規定に基づき普通財産等の売払契約に係る入札執行前の予定価格の公表に関する事務取扱要領により公表する。

9　その他

詳細に関しては、秋田県出納局財産活用課（電話018－860－2735）に照会のこと。